

紫宸殿御帳台の継壇に関する復元的研究

－即位関連儀式の玉座にみる平安復古の理想とその実現－

満田 さおり

はじめに

京都御所には、明治元年（1868）8月27日、明治天皇の即位の礼で高御座代として用いられたと伝えられている御帳台と継壇（基壇）^(註1)が現存する。高御座とは、本来、八角形の平面と金銅製の鳳凰を配した天蓋をもつ特別な玉座であり、古代の形式を継承し、現代の即位の礼でも使用されている。しかし、明治天皇の御即位の際、高御座は火災によって焼失しており^(註2)、代わりに紫宸殿常設の御帳台が用いられた（図1）^(註3)。現在、その御帳台は京都御所飛香舎^{ひぎょうしゃ}に安置され（図2）、継壇は解体して京都御所敷地内の御文庫にて別途保管されている。

この度、明治天皇御即位から150年の節目に際し、これまで由緒が明らかでなかった継壇の部材を詳細に調査した。その結果、墨書や継手仕口の痕跡等から、それらの部材が明治期に新造されたものではなく、それ以前に別の用途のために造られた転用材であることが確認された。

そこで本稿では、現物の調査の成果として、明治天皇の高御座継壇の立面図及び転用前の推定復元図を示すとともに、史料を用いてその由緒を明らかにする。さらに、即位関連儀式における継壇造立の背景にある、江戸時代後期の儀式と禁裏御所の平安復古について、当時の理想とその実現過程を考察する。

1 明治天皇即位の礼の継壇

1-1 部材の状況

明治天皇即位の礼で使用された継壇は、儀式終了後に解体され、部材の状態で各々梱包して御所内の御文庫で保管されていた。そのため、各部材の詳しい残存状況や組立方法等については、長らく不明となっていた。そこで、最初にすべての部材を御文庫から運び出し、京都御所内の組立可能な場所で梱包を解いて、部材の種類ごとに整理して残存状況を確認する作業から始めた。部材の種類は①土台4本、②上櫃^{うわがまち}4本、③柱12本（内、隅柱4本、間柱8本）、④蹴込^{けこみ}



図1 高御座代の御帳台と朱高欄付の継壇
（「即位礼」猪飼嘯谷筆 聖徳記念絵画館）
※側面（東側）から見たところ



図2 紫宸殿の御帳台
（現在は飛香舎母屋に安置）

いた板（鳳凰及び麒麟が画かれた格狭間のある羽目板のこと）12枚、⑤床板（拭板ともいう）9枚、⑥高欄一式（地覆、平桁、架木、束を含む）、⑦階段一式（擬宝珠付きの男柱、登り高欄を含む）であった。



図3 継壇の蹴込板（南側中央）

また、解体の際に取り外されたとみられる装飾用の八双金物や菊型金物一式も保管されている一方で、高御座を置く床板を支えるための束や大引、及び根太等の部材は現存しないことが分かった。

部材表面は、継壇本体に黒漆塗、高欄及び階段男柱に朱漆塗が施されている。経年により、漆が一部剥落して下地が露出しており、高欄については腐朽により失われた部分もみられた。また、蹴込板の格狭間の画面は木地本体ではなく、その上に張られた料紙に画かれていた（図3）。

1-2 部材の組立

部材の把握ができたところで、組立て作業に入った。作業に際し、組立方法が分かるような古図は確認できなかったため、部材に記された番付等の墨書、及び部材同士を連結する継手仕口に依拠した。また、現在京都御所に安置されている高御座（大正天皇の即位の礼に際し新造されたもの）の継壇も、基本的な構造は同じと考えられたため参考にした^(註4)。

まず、土台が短手方向と長手方向の2種類あることを確認し、部材に各々「北側土臺」「北東側土臺」「南側土臺」「南西側土臺」と記されていたので、そのとおりに配置すると、継壇が南北側を長手とし、東西側を短手とすることが分かった。上框には、各々「北側框」「北側」「南側框」「南側」という墨書があり、南北側の框が重複する一方で、東西側の框であることを示す墨書はなかった。ただし、長手と短手が1組ずつみられたため、長い方を南北側の上框として確定した。東西側の上框は、墨書によって（東か西かを）判別することができなかったため、柱の位置（^{ほぞ}柄）と上框の柄穴を照合することにより確定した。

土台と上框を連結する柱は、四方に隅柱を据え、継壇一辺につき2本の間柱が入る。12本のうち間柱8本には番付が付されており、各々「北側東より二」「北側東より三」「北側東より八」「北側東より九」「南側西より二」「南側西より七」「南側西より八」「南側西より九」という墨書があった（番付の読み解き方は次章にて考察する）。

継壇の構造は、土台に柱を立ててから、柱側面の溝に上から蹴込板を落とし込むようになっている。蹴込板は継壇一辺につき3枚、合計12枚ある。裏面には紙に書いた番付が貼られており、各々「北側ノ西」「北側ノ中央」「北側ノ東」（他三方も同様）と記されていた。

柱と蹴込板の上部は上框で連結し、上框には高御座を置く床板をはめ込む。床板は継壇一辺につき3枚並べる仕様のた



図4 継壇の北側階段

め、中心部の床板は上框だけでは支えられず、本来は床基底部に根太や大引を組み、束を立てる構造であったと推測される。

また、上框には階段と高欄が取り付く。階段は3段で、最上段が上框の下端部に収まるとともに、階段両側の登り高欄は、継壇四周を廻る高欄に連結される(図4)。なお、本来継壇の階段は東・西・北の三方に設けるが、明治天皇の継壇の階段は、北側だけに設けられた。

継壇上部の高欄は、地覆に束を立てて平桁と架木を置く形式のものである。墨書の書入れが地覆底面のごく一部に限られていたため、長さや上框の枿穴との照合により配置を検討した。「南側」という墨書がある地覆は、東側上框と枿及び長さが合致したため、東側の高欄部材として確定した。また、端部に「東ノ方」と書かれた地覆は、南框上にその端部を東側として設置した。さらに、2本ある短い地覆については、枿穴との照合のうえ、片側端部に「東之方高らん取付」と書かれたものを階段西側に設置し、同じく「西高らん取付」と書かれたものを階段東側に設置した。

以上を主な作業として、継壇の組立てを完成させ(図5)、各部材の詳細な実測と墨書の記録を行い、図面を作成した(図6)。その結果、明治天皇の高御座の継壇は、東西約5,650mm×南北約5,140mm×床高1,054mm(高欄高303mm)の規模であることが明らかになった。



図5 継壇の組立完成写真
(上：南西面 下：北東面)

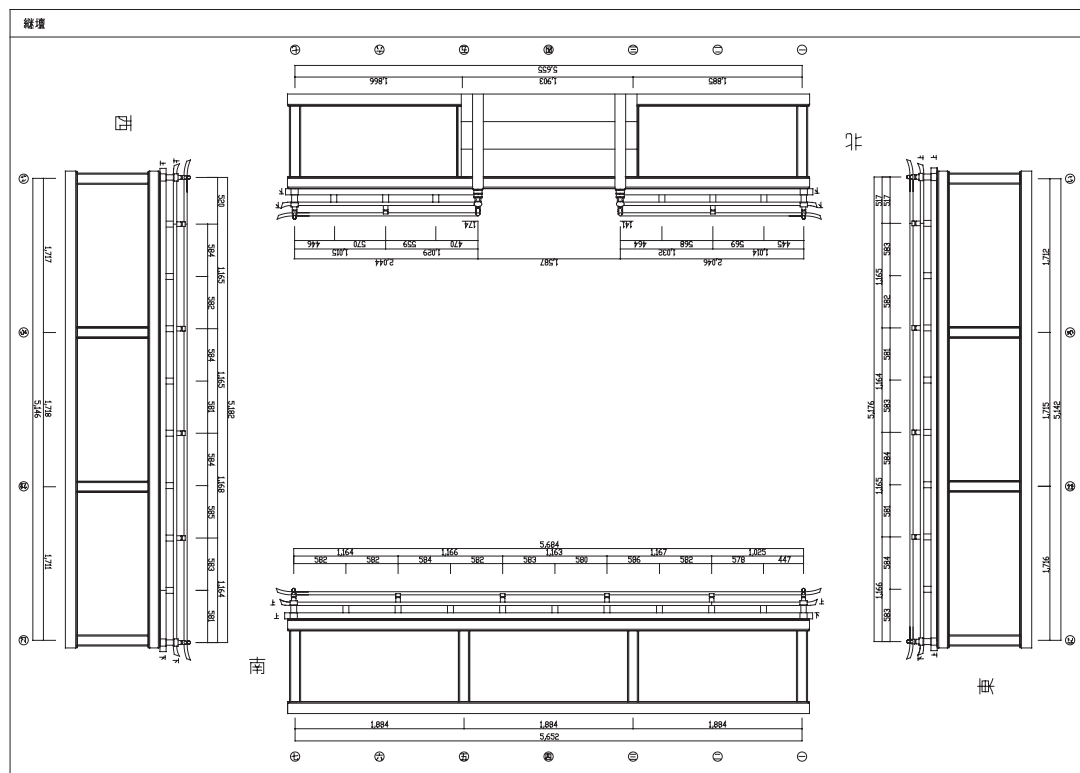


図6 明治天皇即位の礼の継壇 立面図

2 転用前の継壇原形の復元

2-1 部材の痕跡

前章で少し触れることとなったが、継壇の部材には、明治時代当時の墨書や仕口ではないと考えられる痕跡が多数みられたため、それらが転用材であることは明らかであった。具体的には、墨書の訂正跡（図7）、実際とは矛盾する方位や番付の表記、柱の位置の変更を示す旧仕口の痕跡（図8）、蹴込板を切り縮めた際にできたと思われる痕跡（図8、9）等がみられた。

さらに、①四面各4本の柱を立てる高御座にはあり得ない柱数を示す番付（「南側西より九」等）の存在、②上下両端部が短柄となっている柱（その上下に取り付く横架材の端部同士を連結して横方向に長さを拡張するために用いる）の存在、③蹴込板には、先に挙げた紙貼りの番付とは別の番付表記があり（図9）、「東より一」「東より二」「東より三」と「西より一」「西より二」「西より三」の番付が各々2セットずつみられること等により、転用前の継壇部材は現物よりもかなり大きな構造を持つものの一部であったことが予想された。



図7 墨書の訂正



図8 柱位置の変更



図9 蹴込板（裏側）の縮小跡と番付表記

2-2 『公事録』にみる継壇の用途

転用前の継壇の姿を推測するにあたり、大きな手がかりとなった一枚の絵画史料がある。それが『公事録』附図の「大嘗会辰日 奏寿詞之図」（宮内庁書陵部所蔵、図10）である。『公事録』は、明治期に岩倉具視の命により、江戸時代の宮廷行事を記録することを目的として編纂された儀式書であり、御所における恒例及び臨時の儀式の様子を画いた絵図が付されている。

大嘗会とは、即位後に初めて行われる一代一度の大規模な新嘗祭で、宮中最大の祭祀（大祀）に位置づけられる。初日の悠紀殿・主基殿における大嘗祭（天皇親祭）に続いて、辰日節会、巳日節会、豊明節会の三ヶ日節会（天皇と臣下による3日間の宴会）が行われる。

図10は、大嘗会2日目の辰日節会における紫宸殿と南庭を画いたもので、2、3日目の節会（辰巳日節会）では母屋中央に高御座の継壇を配し、その東側（画面向かって右側）に悠紀御帳、西側に主基御帳を据え、それらを玉座とする^{（註5）}。高御座と御帳の下には巨大な継壇が組まれ、その四方に朱漆塗の高欄が廻り、東・西・北側に各3段の階段がつく。継壇前の南廂の東西に置かれているのは悠紀・主基の各台盤で、堂上で宴席を賜う臣下の座である。

江戸時代において、図10のような9間四面（桁行9間の母屋の四面に廂がつく古代の建築形

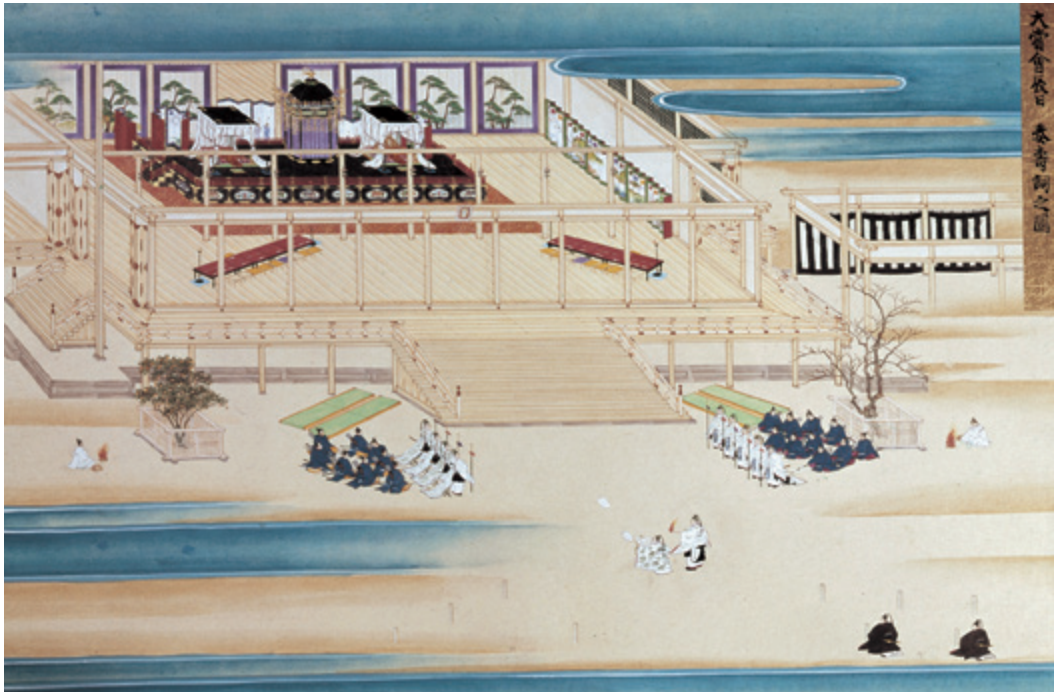


図10 『公事録』附図「大嘗会辰日 奏寿詞之図」（宮内庁書陵部所蔵）

式)の紫宸殿を備えていたのは、寛政度内裏(寛政2年〈1790〉～嘉永7年〈1854〉)と安政度内裏(安政2年〈1855〉～)に限られることから、絵図は寛政度内裏において挙行された仁孝天皇か孝明天皇の大嘗会に絞られる。そこで、次に仁孝天皇と孝明天皇の大嘗会に関する史料を確認し、現存する継壇の由緒を探る。

2-2-1 仁孝天皇の大嘗会継壇

大嘗会4日間のうち、初日を除く3日間は、紫宸殿と南庭を舞台として節会が行われる。高御座及び悠紀・主基両国御帳を安置する継壇が使用されるのは、辰日節会と巳日節会である。最終日の豊明節会では両国御帳は取り払われ、高御座だけが残されて天皇出御の玉座となる。江戸時代における大嘗会で用いられる高御座は、即位の礼と同じもので、その継壇も高御座の大きさに合わせて造られたものである。それを大嘗会の辰巳日節会で用いる場合は、その東西(短手)面に各々両国御帳用の継壇を接続する。

図11は、文政元年(1818)11月22、23日の仁孝天皇の辰巳日節会で用いられた継壇上の高御座と両国御帳を画いたものである。この時の舗設について詳しい『文政元年悠紀主基御帳継壇御装束類之事』(宮内庁書陵部所蔵)によると、高御座の継壇は東西約1丈9尺、南北約1丈7尺、高さ約3尺で、高さ約1尺の高欄が廻る。継壇側面には麒麟の絵が画かれ、南面中央に鳳凰の絵が配された。高御座内部の広さは東西約1丈1尺、南北約9尺で、柱の高さは約9尺、床高は約5寸である。内部には地敷(牡丹唐草紋の紺地錦)、^{うんげんべり}纏端御昼2帖、^{りゅうびん}龍鬢御座1帖(纏端)、大小^{おしとね}御齒各1帖(纏端)を敷く。

悠紀主基御帳の継壇は、東西約1丈3尺、南北約1丈7尺、高さ約3尺であり、高御座の継



図11 『文政度大嘗会図巻』 5 (宮内庁書陵部所蔵)

※右は高御座と悠紀御帳の継壇接続部拡大

壇と同形式で造られている。悠紀主基両国御帳の形式について、通常用いられる浜床（高さ約1尺の黒漆塗の台、図2参照）は、この儀式では使用されない。御帳台内部には、地敷（両面端畳2帖）、下敷（同）、毯代（赤地の唐錦）2帖を敷いた上に、平文御椅子（黒漆金平文金銅金物。御茵1帖を置く）を立て、傍らに置物御机2脚を並べる。また、御座の前には台盤2脚や獅子・狛犬等を置く。

悠紀御帳には紫宸殿に常に置かれていた御帳台を用い、主基御帳には当時「凝華洞官庫」に保管されていた飛香舎の御帳台を修理のうえ用いた^(註6)。紫宸殿の御帳台は寛政度内裏造當時に新造されたもので^(註7)、飛香舎の御帳台は宝永年中に造られ、寛政6年(1794)に立後の儀式で使用されるまで清涼殿に置かれていたが、それ以降は飛香舎で用いられたものである^(註8)。そして、継壇の下には、母屋5ヶ間にわたり両面錦の敷物が敷かれた。その長さ（幅）については、継壇東西階段から各1寸ほどの出があったとされている^(註9)。

続く豊明節会では、両国御帳は使用されないため、悠紀主基の継壇と御帳台は先に撤去される。高御座はそのまま据え置かれるが、内部の舗設に変更がある。すなわち、地敷（紺地の倭錦）、縹縹端御畳2帖の上に、平文御椅子を立て、以下悠紀主基御帳と同様の舗設がなされる。

2-2-2 孝明天皇の大嘗会継壇

嘉永元年(1848)11月21日から4日間、孝明天皇の大嘗会が行われた。仁孝天皇とほぼ同様の形式で行われたが、両国御帳の継壇が新造され^(註10)、仁孝天皇の継壇よりも東西方向に広くなった点に大きな変化がある。その寸法について、『大嘗祭(弘化度)高御座継壇・調進物積帳』(弘化5年)(宮内庁書陵部所蔵)には、高御座両脇の継壇は東西1丈9尺3寸、南北1丈7尺5寸と記されており、両国御帳の継壇の幅が高御座の継壇と同じ大きさまで拡大された^(註11)。なお、継壇下に敷く両面錦の敷物は、文政度大嘗会では幅5ヶ間であったのに対し、今度の大嘗会では継壇が大きくなったため、5ヶ間では足りず7ヶ間に延ばしたという^(註12)。そこで、今一度『公事録』(図10)を確認すると、継壇正面の蹴込板の枚数が9枚あり、文政度の継壇(図11)の7枚に比べて2枚多い。それは、『公事録』の継壇が高御座と両国御帳ともに

蹴込板3枚分であるのに対し、文政度の両国御帳の継壇が各2枚分の幅となっているためである。また、蹴込板の絵を確認すると、『公事録』の継壇は高御座と両国御帳の各正面中央に鳳凰が画かれているが、文政度の継壇は高御座正面中央にだけ鳳凰が画かれている。これらのことから、『公事録』に画かれているのは、孝明天皇の大嘗会の継壇であると推察される。ただし、同絵図には両面錦の敷物が母屋5ヶ間分しか敷かれておらず、意図的かどうかは定かでないが、規模は仁孝天皇、形式は孝明天皇の継壇として画かれているとみられる。

孝明天皇の大嘗会のあと、嘉永の大火により、高御座をはじめとする恒例・臨時の公事の調度類はことごとく焼失し、主基御帳として使われていた飛香舎の御帳台を含む大嘗会関係の品々も、ほとんどが凝華洞官庫において焼失した(註13)。そのようななかで、悠紀御帳として使われていた紫宸殿の御帳台と大嘗会両国御帳用の継壇は奇跡的に焼け残った。紫宸殿の御帳台は、紫宸殿内に常設されていたため、火災時の混乱で大破しながらもかろうじて救い出され(註14)、大嘗会用の継壇は当時、^{ごいん}後院の御文庫で保管されていたため、すべての部材が焼け残ったのである(註15)。

以上、史料から得られた情報を総括すると、現存する継壇の原形は孝明天皇の大嘗会用に造られた継壇とみて良いと考えられる。その証左として、明治天皇の即位の礼で使用された高御座に関し、『明治天皇御即位一会』(宮内庁書陵部所蔵)に「御次壇(大嘗祭御用之由也)」「御帳台(南殿之御用之由也)」(以下、下線は筆者加筆)と記されていることを付け加えておく。

2-3 継壇の転用過程と転用前の推定復元図

次に、『公事録』の大嘗会継壇の姿や、高御座の部材が焼失していたことを念頭において、現存する継壇の部材の痕跡と明治期以外の番付(旧番付)を確認していく。先述(1-2)のとおり、南北側の土台と上框は、旧番付に変更がないため、これらは元の番付を活かして再利用されているとみて良い。特に、東端部(図12)は、角の仕口及び墨書の状態からみて手が加えられておらず、再利用の際の基準点になったと推測される。南側土台の旧番付は「東ノ方い壺辰巳角、い三、い五」、南側上框は「東ノ方い壺辰巳角、い二、い三、い四、い五、い六」、北側土台は「東ノ方に壺、に三」、北側上框は「に壺、に二、に三、に四、に五、に六」となっている。また、南北両側土台の西側端部には、転用(仕口加工)後に改めて書き直されたと考えられる「西ノ方い七、西ノ方に七」という番付がみられる(註16)。すなわち、南側には「い一」から「い七」の番付、北側には「に一」から「に七」の番付が振られている。

一方、東西側の土台と上框は、もう一組の旧南北側部材の転用材であり、土台は墨書の訂正(1-2)どおり、旧北側土台を東側土台に、旧南側土台を西側土



図12 上：南側上框東端部
下：南側土台東端部

台として転用し、上框は旧南側上框を東側上框に、旧北側上框を西側上框として利用されている。部材にのこっている旧番付は東側土台が「に拾、に十二、^{〔西カ〕}□ノ方に十四」、東側上框が「^{〔東ノカ〕}□□方い八、い拾、い拾壱、い十二、十三」、西側土台が「い拾、い十二」、西側上框が「に八、に九、に拾壱、に十二、に十三」であった。よって、「い八」から「い十四」の番付を持つ部材、及び「に八」から「に十四」の番付を持つ部材があったと推測された。また、転用後に付された新番付には「ろ一」「は一」（新東側土台）と「ろ七」「は七」（新西側土台）がみられた。

以上の情報を整理すると、図13のような復元図が想定された。すなわち、幅方向東から旧番付1～7と旧番付8～14の2つの継壇があり、前者（中央の高御座を挟んで東側）が悠紀御帳用の継壇、後者（同じく西側）が主基御帳用の継壇部材と推定される。また、奥行方向には南から「い」～「に」の通りが割り付けられていたと考えられる。図13が示すとおり、土台・上框ともに、東西側の部材は残存しておらず、主基御帳用の継壇の南北側部材が、明治天皇の継壇の東西側の部材に転用されている。

次に、柱について、間柱の旧番付（1－2参照）を図13に当てはめると、悠紀御帳の継壇の間柱南北両側各2本と、主基御帳の継壇の間柱北側2本と南側1本が使われていることが分かる。さらにもう1本、「南側西より七」の位置、すなわち悠紀御帳の継壇と高御座の継壇の南面接合部に使われていた柱がある。この柱は、^{ひらめん}平面だけが漆で化粧された間柱の仕上げとなっている。高御座を単体で用いる場合、この位置の柱は隅柱となり、^{おりがね}折矩に漆が化粧されているはずであり、現存の柱の形状は、それが大嘗会（悠紀御帳）の継壇用の部材として造られたことを示している。大嘗会において、この位置の柱は、辰巳日節会では間柱を使用し、豊明節会では隅柱に取り替えられるのである。なお、図13が示すとおり、隅柱の旧材は残存しておらず、現存の隅柱は明治天皇の継壇用に造られた新部材である。

次に、蹴込板についてみていく。蹴込板には、紙貼りの新番付（1－2参照）のほかに、本体に白文字で直接書かれた旧番付が存在する（図9）。「南側東より一」「南側東より二」「南側^{〔より脱カ〕}東三」「南側西より一」「南側西より二」「南側西より三」「北側東より一」「北側東より二」「北側東より三」「北側西より一」「北側西より二」「北側西より三」という旧番付は、図14に示したとおり、両国御帳用継壇における位置を示していると考えられる。蹴込板も、東西側の旧材がのこっておらず、明治期には両国御帳用継壇の南北側の蹴込板を利用して、その不足分が補われていた。

以上にみるように、旧部材の東西側の土台・上框・柱・蹴込板、及び旧隅柱等は全くのこっていないかった。その残存状況と高御座用継壇の焼失を考え合わせると、両国御帳用の継壇を高御座用の継壇と連結して使用する場合、高御座用継壇の東西側の土台、上框、蹴込板、及び間柱等を、各々悠紀御帳用継壇の東側と主基御帳用継壇の西側の部材として用いていたことが分かる。また、高御座用継壇の隅柱も、両国御帳用継壇の隅柱として用い、高御座と両国御帳用継壇の連結部には、隅柱の代わりに設置する間柱が用意されていたことがうかがえる。

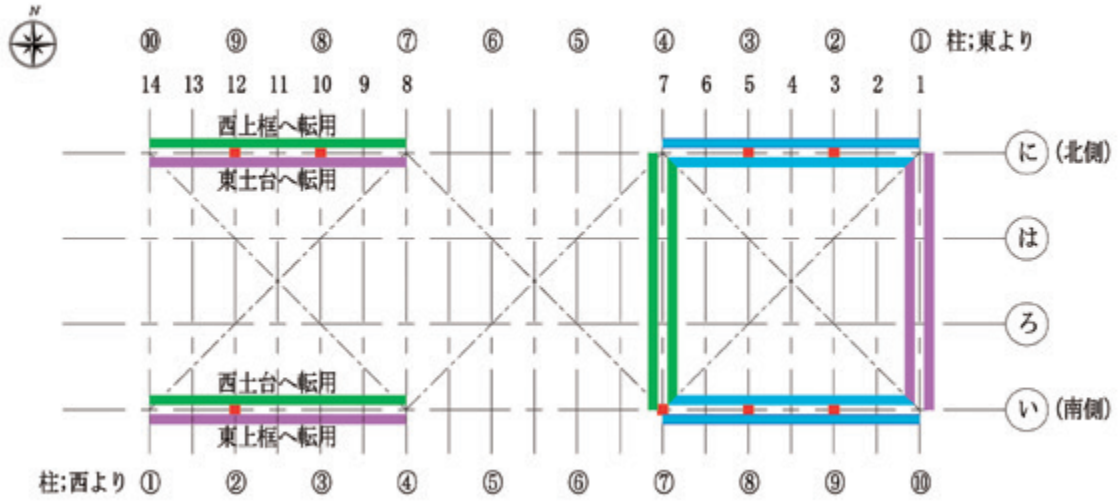


図13 継壇の復元模式図1 [土台・上框・柱]

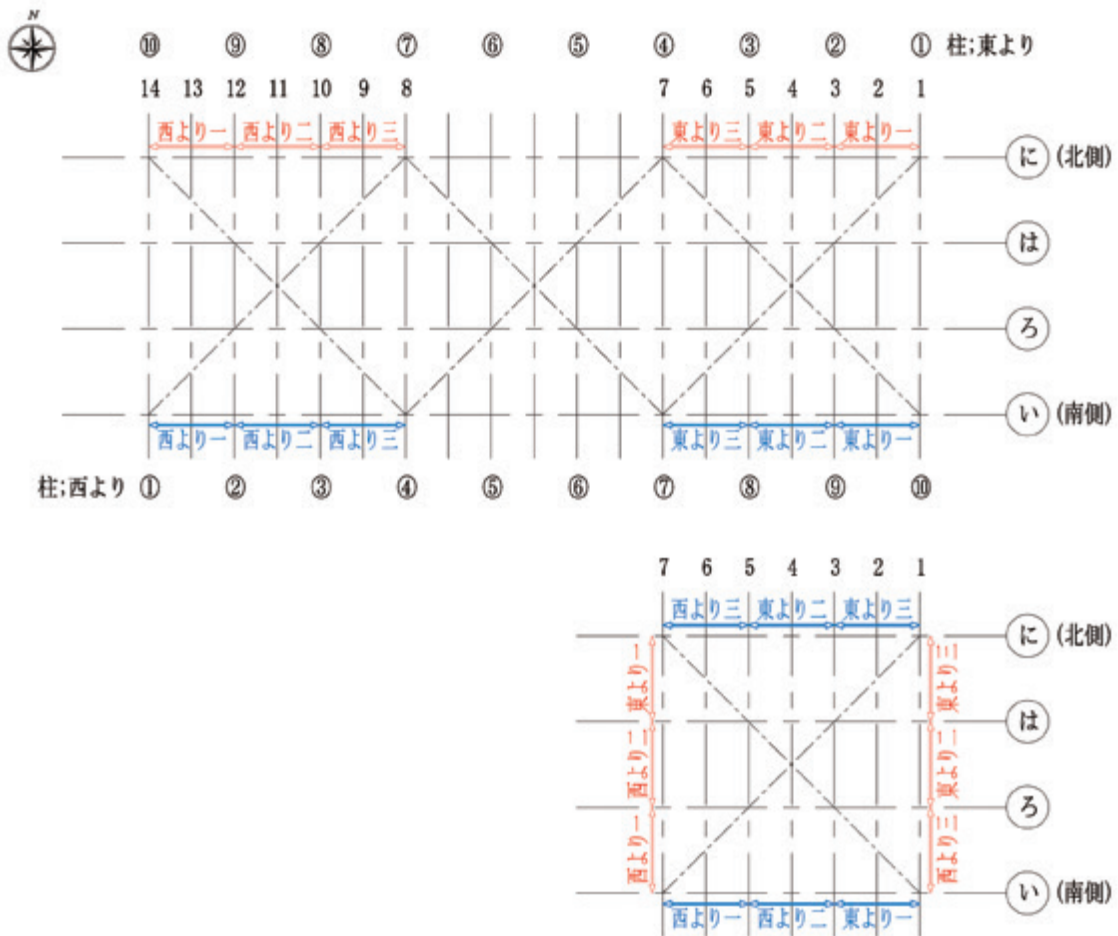
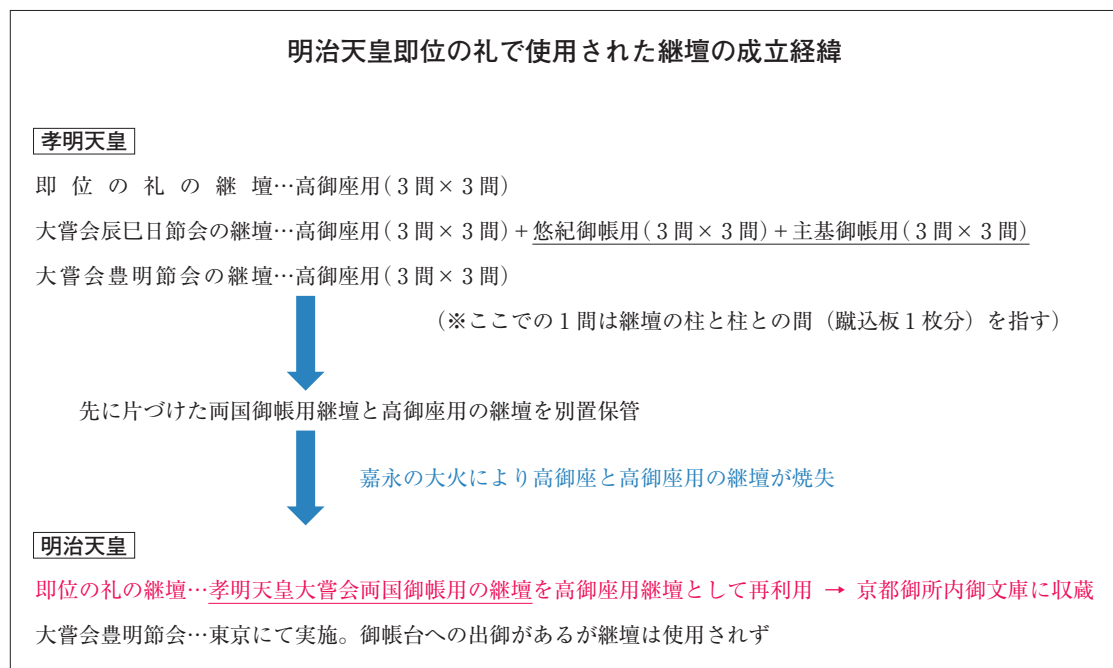


図14 継壇の復元模式図2 [蹴込板]

以上、現存部材の復元考察によって、明治天皇の即位の礼で用いられた継壇は、孝明天皇大嘗会の悠紀御帳と主基御帳の継壇を再利用したものであったことが明らかとなった。同時に、孝明天皇の高御座継壇の部材は、明治天皇の継壇には使用されておらず、それが嘉永の大火で焼失していたことを裏付けている。両国御帳の継壇が焼失を免れたのは、辰巳日節会終了後に高御座に先んじて解体され、高御座用継壇とは別置保管されていたことが要因とみられる。なお、階段は高御座及びその継壇と一緒に焼失したと思われ、現存する階段の状態の良さからみて、明治期に必要最低限の北側階段のみが新造されたと考えられる(註17)。

明治天皇の即位の礼で高御座代として用いられた御帳台とその継壇は、仁孝天皇と孝明天皇の大嘗会において悠紀御帳として用いられた紫宸殿の御帳台と、孝明天皇の大嘗会用の継壇を受け継ぐものであった。最後に、明治天皇即位の礼で使用された継壇の成立経緯を下記にまとめるとともに、今回の調査による推定復元図を、図15、16に示す。土台等にのこされた柱の旧痕跡から、造立当初の柱間を割り出したところ、南北側の柱間1間が1,940mmで、両国御帳及び高御座用の各継壇は幅5,820mmの規模となり、大嘗会辰巳日節会で用いられた継壇の幅は、合わせて17,460mmもの大きさであったことが明らかになった。



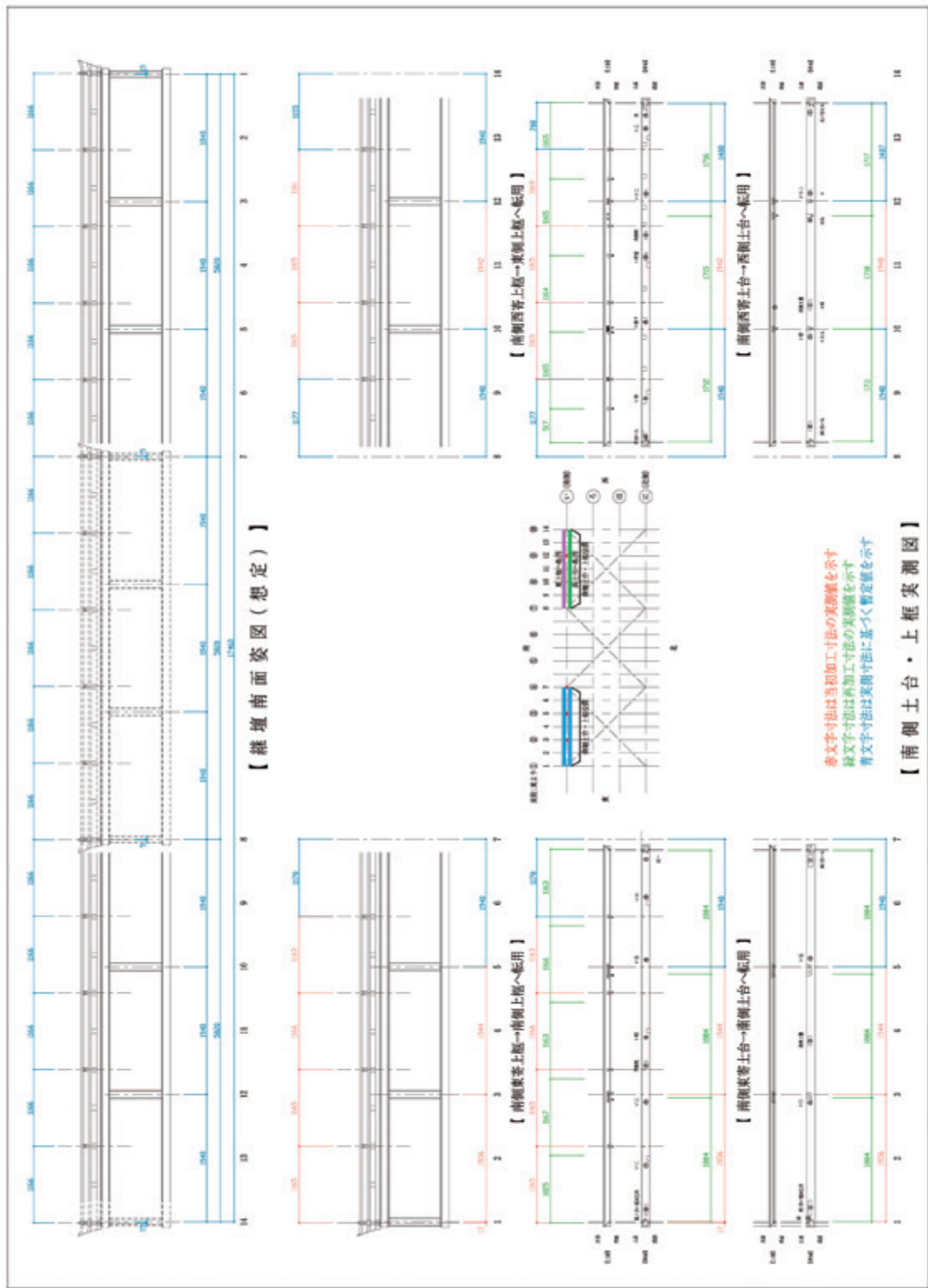


図15 孝明天皇大嘗会継壇想定復元図1 [南側]

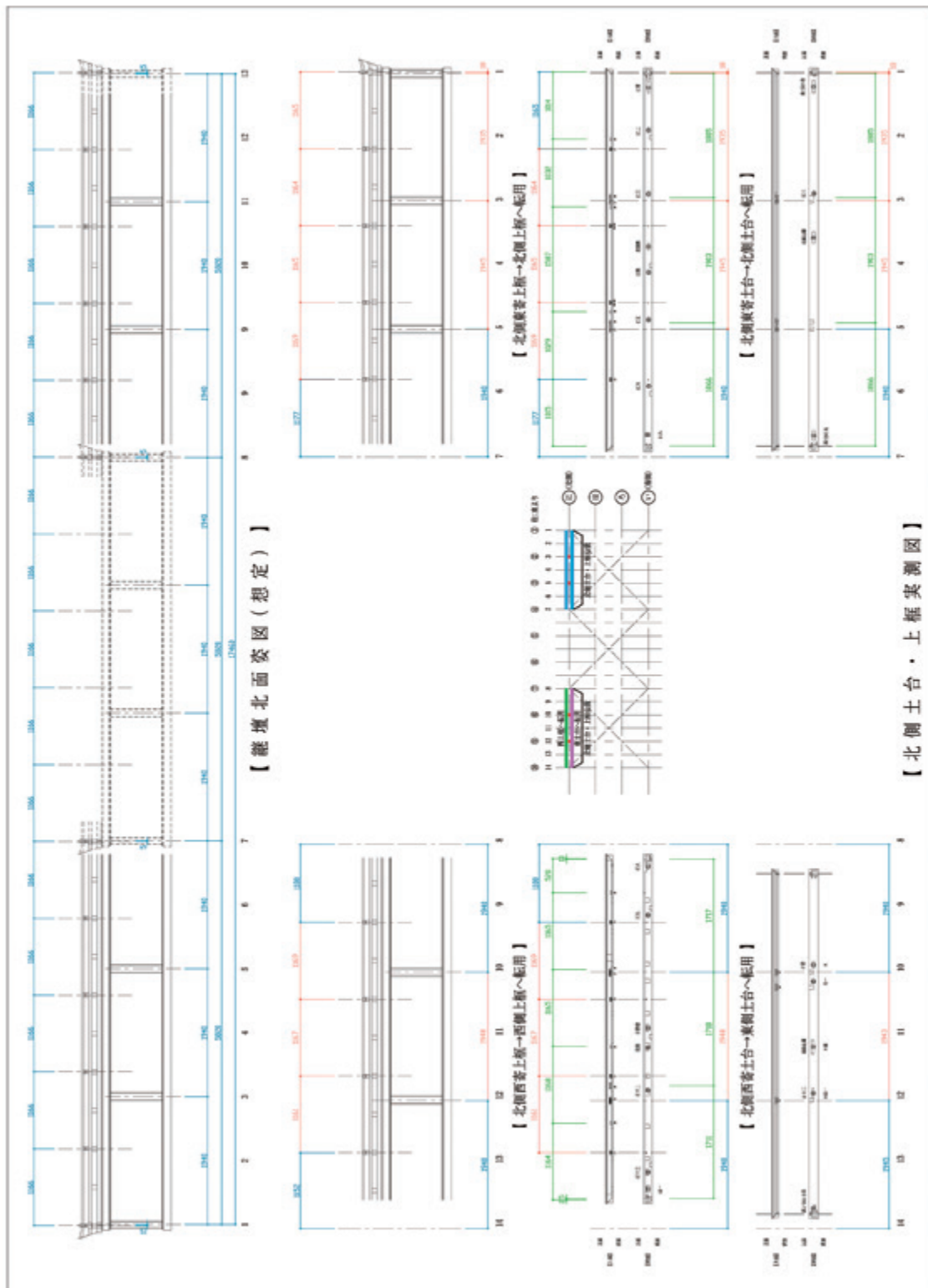


図16 孝明天皇大嘗会継壇想定復元図2〔北側〕

3 大嘗会の再興と平安復古様式の禁裏御所造営

大嘗会は、応仁の乱前年の文正元年（1466）後土御門天皇を最後に約220年間中断された。儀式の再興は、江戸時代の貞享4年（1687）11月16、17日に行われた東山天皇の時で、次の中御門天皇は挙行されず、桜町天皇の元文3年（1738）に改めて再興されて今日に至る。江戸時代における儀式の再興に当たっては、古代の儀式の在り方が模範とされたが、大嘗会三節会の儀式の場であった豊楽院の再建は望むべくもなく、内裏正殿である紫宸殿がその代わりに用いられた。

さて、前章で取り上げたような、巨大な継壇を含む盛大な大嘗会三節会の舗設は、再興当初からみられた訳ではなく、数世代を経て実現したものであり、それには儀式の舞台となる建築空間が深く関与していると推察された。そこで、本章では、仁孝天皇以前の大嘗会の再興過程を明らかにするとともに、復古様式の禁裏御所造営との関係について考察する。

3-1 東山天皇の大嘗会

東山天皇の大嘗会は、朝廷の動向について常に幕府の承認を要した当時、朝廷（靈元上皇）の「不屈の熱意と努力とによって推進」され^(註18)、経費の面で消極的な幕府に対し、「仮令簡略不備」を承知で「敢えて将来の道を切り拓かれよう」とされたものであったという^(註19)。再興当時の御所である延宝度内裏（延宝3年〈1675〉～宝永5年〈1708〉）は、古代の儀式を再現するには敷地面積が狭く、紫宸殿や南庭、及び門等

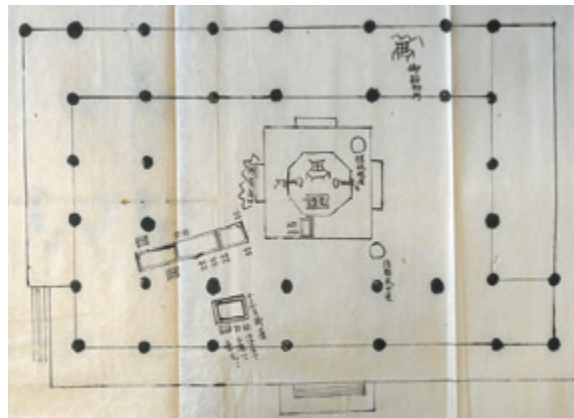


図17 『豊明節会図』（貞享4年11月大嘗会）
（宮内庁書陵部所蔵）

の規模や形式は、往時の姿に到底及ぶものではなかった。また、儀式の内容も簡略化されたものであり、大嘗祭後の辰巳日節会は再興されず、豊明節会のみが辰日に挙行された（図17）。

そして、本来の紫宸殿は東礼（東側優位）の空間であり、節会において臣下は東階から昇殿し東側に着座するが、延宝度内裏は里第^{りてい}であった頃の影響が色濃くのこっていたため、西礼（西側優位）の空間とされた。そのため、再興された豊明節会でも、臣下が西側から昇殿して西側に着座しており、故実よりも当時の使われ方を基準として儀式が行われた。

3-2 桜町天皇の大嘗会

桜町天皇の大嘗会は、元文3年（1738）11月19日から22日にかけて、宝永度内裏（宝永6年〈1709〉～天明8年〈1788〉）で行われた。この内裏は、延宝度内裏の南と西側の築地の位置はそのままに、東と北に敷地が拡大され、南御門と紫宸殿間すなわち南庭が広げられた。これは、即位関連の儀式で使用するための処置であると考えられている^(註20)。その一方で、「常御殿は

美麗に造られたが紫宸殿などは粗末だった」ともいわれ^(註21)、紫宸殿の規模や形式は、ほぼ延宝度を踏襲している。

桜町天皇の大嘗会では、大嘗祭、辰日節会、巳日節会、豊明節会の4ヶ日を揃え、大嘗会に必要とされる儀式が概ね再興された。ただし、『八槐記』同年11月20日条に、

里内之儀、以紫宸殿擬大極殿、都西礼也、旧儀悠紀宴了群臣直渡西、参主基宴、

当時無別儲、只以名目別、宴会御帳以下臣下座等、咸如前、

と記されるように、三節会は東山天皇の時と同様に西礼で行われた。また、辰巳日節会の玉座は、母屋中央に壇を構えて御帳一基を立てたもので、前章のような巨大な継壇はなく、悠紀御帳と主基御帳はあくまで名目上（見立て）の区別とした。さらに、『植房卿記』同日条に、

抑此度堂上座、設母屋事、見旧例辰巳日節会、廂設座多有之、

然此度座旧例相違如何不審、母屋被設座儀迫而可勘、

と批判されるとおり、旧例の辰巳日節会では紫宸殿上の臣下の座は南廂に設けられたが、この度は母屋にその座を設けるといふ、故実とは異なるしつらいがなされていた。このように、儀式の再興期として知られ、時の将軍徳川吉宗の積極的な協賛を得て行われたとされる桜町天皇の大嘗会でさえ、儀式の実態は古儀の復古というには及ばず、その実現に向けた本格的な取り組みは、光格天皇の時代まで待たなければならなかった。

3-3 光格天皇の大嘗会と復古様式の禁裏御所造営

宝永度内裏における大嘗会は、その後4代、光格天皇まで行われた。光格天皇の大嘗会は天明7年（1787）11月27日から4日間行われたが、当時は天明の飢饉のさなかにあつて、前年の全国的な米の大凶作と米価高騰により、各地で一揆や打ちこわしが発生するとともに、五穀豊穡の願をかけて御所の築地塀の周りを巡り拜礼をする「御千度参り」がみられるようになっていたという。そのような状況下で、光格天皇の大嘗会はひととき重要な意義を有したと考えられ、儀式の在り方も貞享以来の形を踏襲するのではなく、平安時代を模範とする本格的な復古が目指された。なかでも、辰巳日節会の玉座として、高御座の継壇に接続する両国御帳用の継壇を新造したことが注目される。

其儀高御座東西第三間構壇（継高御座壇黒漆朱欄彩色等一如高御座、悠紀有東階、主基有西階、高御座〔北カ〕座有小階、以上三階）、其上立御帳卷帷、高御座帷垂之、（『今出川前内大臣殿記』天明7年11月28日条）

高御座東西第三間立御帳（悠紀東、尋常南殿御帳被用之、主基西、清涼殿御帳被借用之）、（『山科忠言卿記』同日条）

すなわち、紫宸殿母屋に黒漆塗朱高欄付きの継壇を構え、高御座の東に悠紀御帳として紫宸殿常設の御帳台、高御座の西に主基御帳として清涼殿常設の御帳台を安置した。また、儀式は近來の西礼ではなく、古式に則り東礼を採用し、辰巳日節会の悠紀宴では臣下は東階昇殿と東側着座、主基宴では西階昇殿と西側着座とするとともに、豊明節会においても東礼の式次第とし

つらいが実現された。

しかし、当時の大嘗会において、式次第やしつらいの面でいかに復古に努めても、制約のある建築空間のなかでは、理想とする古儀の姿には及ばなかったとみられる^(註22)。『寛政御造営最初記』(宮内庁書陵部所蔵)によれば、宝永度内裏焼亡後、内裏を再建するにあたり、光格天皇の意向として伝えられたのが、①紫宸殿と清涼殿の「旧制」(平安復古様式)での造営、②紫宸殿南庭周辺の整備(南側の拡張と承明門・建礼門の再興、及び回廊の新設)の2点であった。また、同記には、

紫宸殿壇上茂無之、母屋廂間数も不足ニ而、御大禮之節は勿論、常ニ被行付候節会等之公事之節も、聊宛御差支有之、威儀不被全備ニ付、年来年来如旧制修造被為在度被思召候得共、御時節も無之候ニ付被黙止被宥行来候、此度者所詮新造之事ニ候間、如旧制造立被為在度被思召候、悉皆此通之思召ニ而は曾以不被為在候得共、於紫宸殿者丈尺高低等如旧制造立被為 在度御沙汰ニ候、(同上)

とも記され、特に紫宸殿の母屋や廂の間数が足りないことが問題視されており、その背景には、宮廷儀式のなかでも、紫宸殿を最も広く使用する大嘗会辰巳日節会の鋪設があったことは想像に難くない。朝廷(天皇)が要求する造営計画は、幕府側の造営方針、すなわち仮御所を造り追々元の規模の御所を造営するという算段とはかけ離れたものであった。しかし、朝廷が紫宸殿等の復古を第一とし、古制の調査に基づいて設計を進めるとともに、御常御殿等は狭くても構わない、造営に使用する材木にもこだわらないとして、従来になく強い姿勢を貫いたため、ついには幕府が折れて、その要求どおりの造営が実現することとなった。

こうして、寛政2年(1790)に新造内裏(寛政度内裏)が完成し、平安復古様式の建築空間において、仁孝天皇の即位の礼(文化14年〈1817〉)と大嘗会(文政元年〈1818〉)が、古式ゆかしく執り行われた。光格上皇は、そのすべての式日において、仙洞御所から禁裏御所に御幸し、儀式の様子を見守られている。寛政度内裏は、嘉永7年(1854)の大火で焼失してしまうが、安政2年(1855)に寛政度を踏襲して新造内裏(安政度内裏)が造営され、今日の京都御所へとつながっていく。

光格天皇期において、建築空間が伝統儀式の再興と不可分のものとして重視されたことは、歴史上重要な転換点として注目される。内裏南面の紫宸殿を中心とする復古様式の建物の造営は、即位関連儀式を古式に則って行うことを主な目的としたもので、名実一体となった儀式の挙行は文化的権威回復の礎となり、近代化へと連なる新しい時流を生み出していったと考えられる。

4 即位関連儀式の玉座にみる平安復古の理想とその実現

仁孝天皇の大嘗会継壇は、光格天皇の継壇を踏襲するものであったと考えられる。というのも、『大嘗会一会』(元文・寛延・文政・嘉永度)(宮内庁書陵部所蔵)等、仁孝天皇の大嘗会継壇の図を確認すると、両国御帳が各々の継壇から高御座の継壇にまたがって配置されており、

御帳用の継壇と御帳の配置が明らかに対応していないのである（図18）。それは、仁孝天皇の継壇が、宝永度内裏に即して造られた光格天皇の継壇に準じて造られており、寛政度内裏に設置する際に、紫宸殿の柱の配置に上手く対応しなかったための苦肉の策とみられる。すなわち、御帳用の継壇に合わせて御帳を配置すると、御座正面に紫宸殿の柱が被ってしまうのである（註23）。

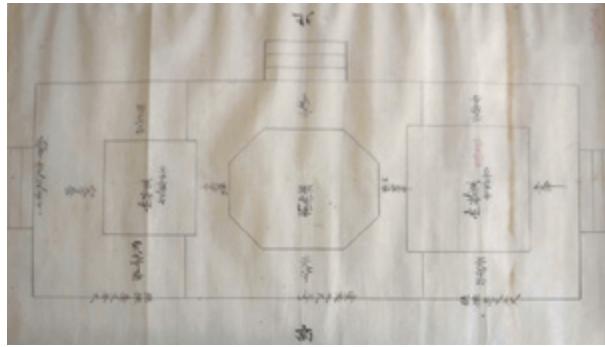


図18 文政度継壇図
（『大嘗会一会』〈宮内庁書陵部所蔵〉）

孝明天皇の継壇を製作する際には、その反省を踏まえて、継壇について改めて考証が行われたと推測される。『大嘗会一会』（同上）には、継壇担当の行事官が書きのこした継壇製作の際の根拠を示す資料も含まれている。それによると、嘉永度の継壇は『大内裏図考証』（裏松固禪が著した平安京大内裏の考証書）に基づいて検討されたことが分かる。まず、同書に掲載されている平安時代前期の儀式書『貞観 儀式』の本文を抜き出し、中期の儀式書『北山抄』による考定図（図19）とともに、摂関政治期（三条天皇）の『長和元年大嘗会記』に基づく継壇二間説を取り上げ（図20）（註24）、最終的に嘉永度継壇（図21）の仕様を決定している。これらの史料により、嘉永度継壇は、平安時代の豊楽殿における大嘗会節会の盛儀を理想としながら、実際の紫宸殿の大きさ等を勘案して製作されたことが分かる。

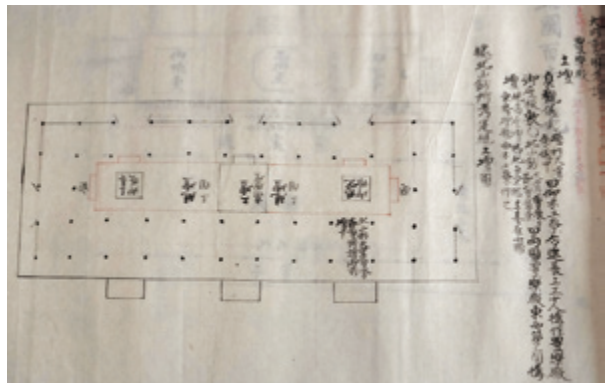


図19 拠北山鈔所考定継土壇図（同上）

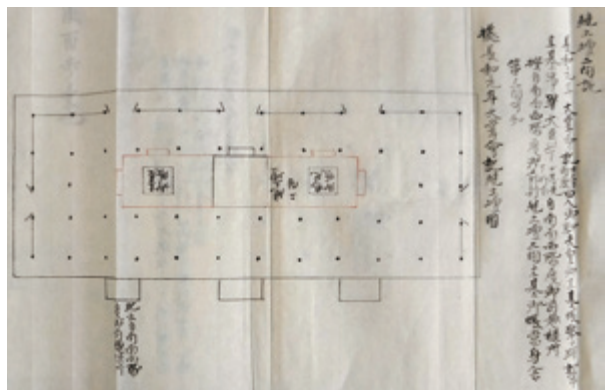


図20 拠長和元年大嘗会記継土壇図（同上）

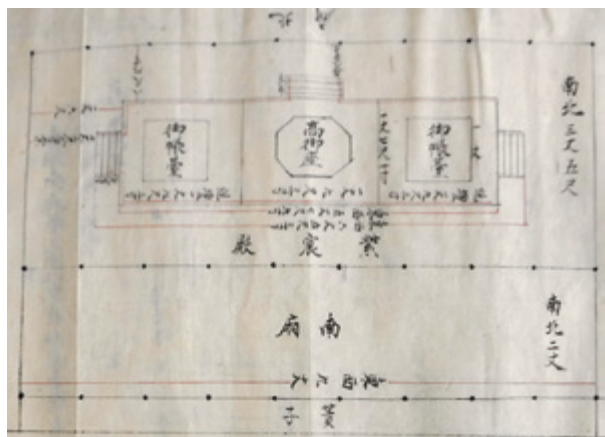


図21 嘉永度継壇図（同上）

おわりに

明治天皇即位の礼で使用された継壇は、解体後部材の状態で作られた各々梱包されており、各部材の詳しい残存状況や組立方法等に

については、長らく不明となっていた。今回の調査では、部材に遺された仕口や墨書等を手掛かりとして組立方法を明らかにするとともに、現存部材の実測に基づく詳細な図面を作成することができた。また、各部材の仕口・墨書等の痕跡は、転用材であることを示していたため、現物と史料とを照合した結果、それらが孝明天皇の大嘗会用の継壇を再利用したものであることが判明した。

即位の礼や大嘗会で用いられる継壇は、古代以来の調度であり、その構造もほぼ変化することなく受け継がれてきた。古くは「登壇即位」とされたとおり、即位関連儀式において壇は非常に重要な意味を有してきた。明治天皇の即位の礼において、焼失していた高御座の代わりに紫宸殿の御帳台が用いられた際、焼けのこっていた大嘗会用の継壇を縮めてまで再利用されたことは、その本質を良く表しているといえるだろう。

『公事録』附図は、即位の礼を終えた明治天皇が東京に遷られた後、京都御所で行われた主な儀式を記録する目的で製作されたものであるが、著名な宮中行事と並んで大嘗会辰日節会が画かれている点が非常に珍しい。このことは、当時の人々が大嘗会用の継壇の実現までの過程とその重要性を理解していたことを示していると思えてならない。それは、大嘗会が17世紀後半に220年ぶりに再興された後、数世代を経てようやく実現できたものであった。また、巨大な継壇を用いて儀式を行うためには、それ以前の略式の禁裏御所では狭く、不都合であった。京都御所南面にみる紫宸殿を中心とする復古様式の建築は、大嘗会を含む即位関連儀式を、古式に則って行うために造られたものである。

明治天皇の即位の礼では、その継壇が継承された一方で、新式も採用され、高御座に従来のひらしき平敷に代わって御椅子を置く形式は、大正天皇以降今日まで踏襲されている。京都御所に現存する明治天皇の高御座の継壇は、平安復古の構想とその実現に向けた取り組みにより造られたもので、古代から受け継がれた伝統と現代の高御座をつなぐ重要な文化財として位置づけられる。

謝辞

図6、及び図15、16のベースとなる図面は、前山紀美子氏（株式会社西澤工務店）にご作成いただきました。また、図13～16は、三橋康男氏（宮内庁京都事務所）に考証の上ご作成いただきました。ここに記して、深く感謝申し上げます。

註

- (1) 継壇は、即位関連儀式において玉座の台座として用いられる調度であり、黒漆塗の本体に朱漆塗の高欄が廻り、階段が取り付く。
- (2) 嘉永7年（1854）4月6日に発生した嘉永の大火を指す。
- (3) 現在紫宸殿には、即位の礼で使用される高御座と御帳台が安置されているが、古くは御帳台が母屋中央に常設されていた。「紫宸殿の御帳台」というと、現在は即位の礼で皇后の御座として使用される八角形の御帳台が想起されるかもしれないが、紫宸殿に常設されていた御帳台は、清涼殿常設の御帳台と同じ四角形の形式のものである。

- (4) 『大正大礼記録』第95(宮内庁書陵部所蔵)には、新造の高御座について、「繼壇第一層ノ構造寸法及四面ノ鱗鳳形ハ都テ明治天皇御即位式御帳台御繼壇ノ現形ニ據ル」と記されている。
- (5) 辰巳日節会では、高御座に天皇は出御されない。そのため、御帷は垂らされたままとする。
- (6) 『文政度大嘗会日記』(下)(宮内庁書陵部所蔵)。
- (7) 『南殿御帳台之図』(寛政2年)(宮内庁書陵部所蔵)。
- (8) 『紫宸殿御帳台図』(安政2年写)(宮内庁書陵部所蔵)。
- (9) 註(6)に同じ。
- (10) 『嘉永度大嘗会自伝奏奉行達書留』(宮内庁書陵部所蔵)。
- (11) 嘉永度の高御座の繼壇の幅は1丈9尺3寸である(図21参照)。
- (12) 『大嘗会一会日記』(弘化5-嘉永7)(宮内庁書陵部所蔵)。
- (13) 註(12)に同じ。
- (14) 『仮皇居并新調御道具調進物御下行一会』(嘉永7年・内裏炎上・270葉)(宮内庁書陵部所蔵)。
- (15) 註(14)に同じ。
- (16) 東端部を活かして明治天皇の高御座繼壇に再利用する際、西端部の継手から仕口への再加工により、旧番付の表記がなくなった(切り落とされた)と考えられる。
- (17) 即位の礼において、通常高御座東西両側の階段は褰帳命婦2人が各々使用するもので、天皇出御及び剣璽渡御に用いられる北側階段とは区別されている。明治天皇の即位の礼では、調度類のうち、やむを得ないものの他は新調を控える方針であったことから、東西両側の階段は造られず、褰帳命婦は北側階段を使用している(『公文類聚』〈宮内庁書陵部所蔵〉)。
- (18) 武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」(『書陵部紀要』第4号、1954年)。また、これに先行して、和田英松『国史国文之研究』(雄山閣、1926年)等がある。
- (19) 三木正太郎「近世に於ける大嘗会」(『大嘗祭の研究』、皇學館大學、1978年)。
- (20) 藤岡通夫『京都御所〔新訂〕』(中央公論美術出版、1987年)。
- (21) 藤田覚『光格天皇-自身を後にし天下万民を先とし-』(ミネルヴァ書房、2018年)。なお、光格天皇期の社会情勢については、同書を参考にした。
- (22) 例えば、『天明度大嘗会記』(天明7年11月・12月)(宮内庁書陵部所蔵)に「繼壇撤却之事、命行事官、(中略)、南殿柱二本如元入之事、命修理職奉行、」と記されているように、繼壇を空間におさめるために、紫宸殿の柱2本を抜いて対応したこと等が知られる。
- (23) 東京都立中央図書館特別文庫室所蔵の木子文庫『大嘗祭紫宸殿悠紀・主基御帳台・繼壇構図』(2枚)は、文政度と嘉永度の繼壇構を画いた平面図で、高御座と御帳台間の距離や、御帳台中心からの視線が、その前方に位置する紫宸殿の柱からどの程度離れているかを記す。これらの図面は、文政度を踏まえて、嘉永度の両国御帳の中心が高御座東西第3間に収まるように計画されたことを示している。
- (24) 図19、20は、『大内裏図考証』を単に写したのではなく、考証(修正)の上、作成されている。